

2018 年 1 月 8 日

「LT会」会報第 18-1 号（総 176 号）

上海 LT コンサルティンググループ

日本での確定申告が必要？

LT グループ高級顧問
前田公認会計士・税理士事務所
日本国公認会計士/税理士
前田勝己

今回は日本非居住者の方が、日本において確定申告が必要となるケースについて解説したいと思います。年が明け、我々税理士として年間で一番忙しい時期になってきました。そうです、確定申告の時期ですね。確定申告は 2 月 16 日から 3 月 15 日までの間に、主として自営業者が前年の所得を申告し、税金を納付する制度です。

ただし、自営業者だけが確定申告の対象者ではありません。サラリーマンの方でも、たとえば下記の方々は確定申告を行う必要があります。

- 1) 年の途中で日本非居住者となったが、出国時に確定申告を行っていない。
- 2) 日本非居住者(中国居住者)だが日本での所得がある
- 3) 年間 2,000 万円以上の給与所得がある
- 4) 2 か所以上から所得を得ている 等々

中国に駐在されている方は、上記の 1) もしくは 2) に該当される方も比較的多くお見えになると思います。そのような方は、もれなく 3 月 15 日までに「確定申告」を行う必要があります。

面倒だな…と思われるかもしれませんが、平成 28 年度は約 2,200 万人の方が確定申告を行ったとの国税庁のデータがあります。結構みなさん確定申告されているのですね。もちろん、ふるさと納税を行った人や住宅ローン控除初年度の人なども含めての数字ですので多くなるのは当然かもしれません。

さて、話を戻しまして、主に日本非居住者の方に関する確定申告の内容について解説していきます。

まずは、上記 1) 年の途中で日本非居住者となったが出国時に確定申告を行っていない方は、今回の確定申告において、日本出国前までの所得と、日本非居住者となってから得た所得についての確定申告を行う必要があります。私の経験では、比較的多くの会社が、日本出国後に確定申告を行うのが面倒であるため、出国時に確定申告を行い、出国時までの所得については日本で税金を払いきるケースのほうが多いと思います。出国時に確定申告を行っていない場合は、必ず確定申告が必

要となりますので、(面倒ではありますが)ご対応ください。なお、たとえ出国時に確定申告を行っていたとしても、気を付けなければならないのは赴任後最初に支払われる「賞与」の扱いです。2017年4月の会報第17-2号(総170号)にも記載しましたが、中国居住者となってから最初に支払われる賞与のうち、日本での勤務期間に対応する賞与の支給がある場合は、日本源泉所得として日本において所得税がかかります。仮に会社でこの賞与について源泉徴収が行われていない場合は、自ら確定申告を行い、所得税を納税する必要があります。

なお、日本非居住者の方は日本では自らが確定申告を行うことは出来ず、日本居住者が「納税代理人」となり、「納税代理人」が非居住者である納税者に代わって申告書を提出することとなります。すでに出国時に納税代理人の申請を行っている方が多いと思いますが、まだの場合はまずは納税代理人を決定し、管轄税務署に届出を行った後に、確定申告を行ってください。なお、納税代理人は、通常は親族(配偶者やご家族の方)か、もしくは勤務先が納税代理人になるケースが多いです。

次に、2)日本非居住者で日本での所得がある方、です。たとえば、日本でアパート経営や駐車場を貸していて家賃収入がある(家賃入金時に源泉徴収されていない)、株を売却したが売却益に対して源泉徴収されていない、といった方です。このような方は、日本に居住していた際にも確定申告を行っていたと思われるが、引き続き非居住者となっても確定申告を行う必要があります。なお、上記と同様に「納税代理人」を選定し、納税代理人が非居住者に代わって納税義務を果たすこととなります。

いかがでしたでしょうか。日本非居住者となってから、日本で確定申告を行うのは面倒かもしれませんが、場合によっては税金が還付されるケースもあります。私が昨年度に関与したケースでも半数近くは税金還付のために確定申告を行った方でした。一度、税金還付の可能性についても検討されてはいかがでしょうか。なお、還付申請を伴う確定申告は、2月15日からではなく1月から受付しております。早めに確定申告書を提出すれば早く還付金が入金されますので、還付の方は早めに確定申告書を提出したほうが、お得感がありますね。

以上